

首里城扁額製作検討委員会

第3回 検討委員会

2022年3月8日（火）14:00-17:00

【資料5】製作体制、製作工程等

- 5-1.製作体制の検討（案）
- 5-2.製作工程の検討（案）
- 5-3.製作工程表（案）
- 5-4.試作の内容等（案）
- 5-5.共同作業場の設置方針

5-1.製作体制の検討（案）

資料5

(1)製作体制の考え方

首里城扁額の製作段階において、検討委員会や3分野のワーキングの継続開催、新たな知見を踏まえた製作者の確保、人材育成・技術継承を行うこととする。

①検討委員会・3分野ワーキングの継続開催

【首里城扁額製作検討委員会】

※委員、国や県の協力委員、オブザーバー

- ・首里城扁額製作検討については、製作段階でも必要に応じて開催することとし、首里城扁額の製作に関する指導・助言や、首里城正殿復元事業との関わりなど、総括的な役割を担うこととする。

【文字・落款ワーキング、木工・彫刻ワーキング、髹漆・加飾ワーキング】

※委員、監修者、技術者（書家、職人）

- ・3分野のワーキングについても、製作段階の要所において開催することとし、各分野の専門的・技術的な検討・判断を行うこととする。

②新たな知見を踏まえた製作者の確保

- ・前回製作以降、調査が可能となった尚家文書や、琉球・中国・台湾等の扁額事例などにより、新たな知見が得られている。これを受けて、首里城扁額の製作仕様の見直しを検討していくこととする。
- ・首里城扁額の製作にあたっては、前回製作時に携わった製作者を中心に、さらに沖縄県内の文化財復元事業等の実績がある技術者、監修者等の推薦があった技術者などにより、製作体制を構築していくこととする。
- ・技術者については、文字、落款、木工、彫刻、髹漆、加飾毎に、伝統工法を修得している者を対象とする。沖縄県内で活動する技術者や、沖縄県外で活動する沖縄県内の文化財復元事業の実績がある者を確保する。

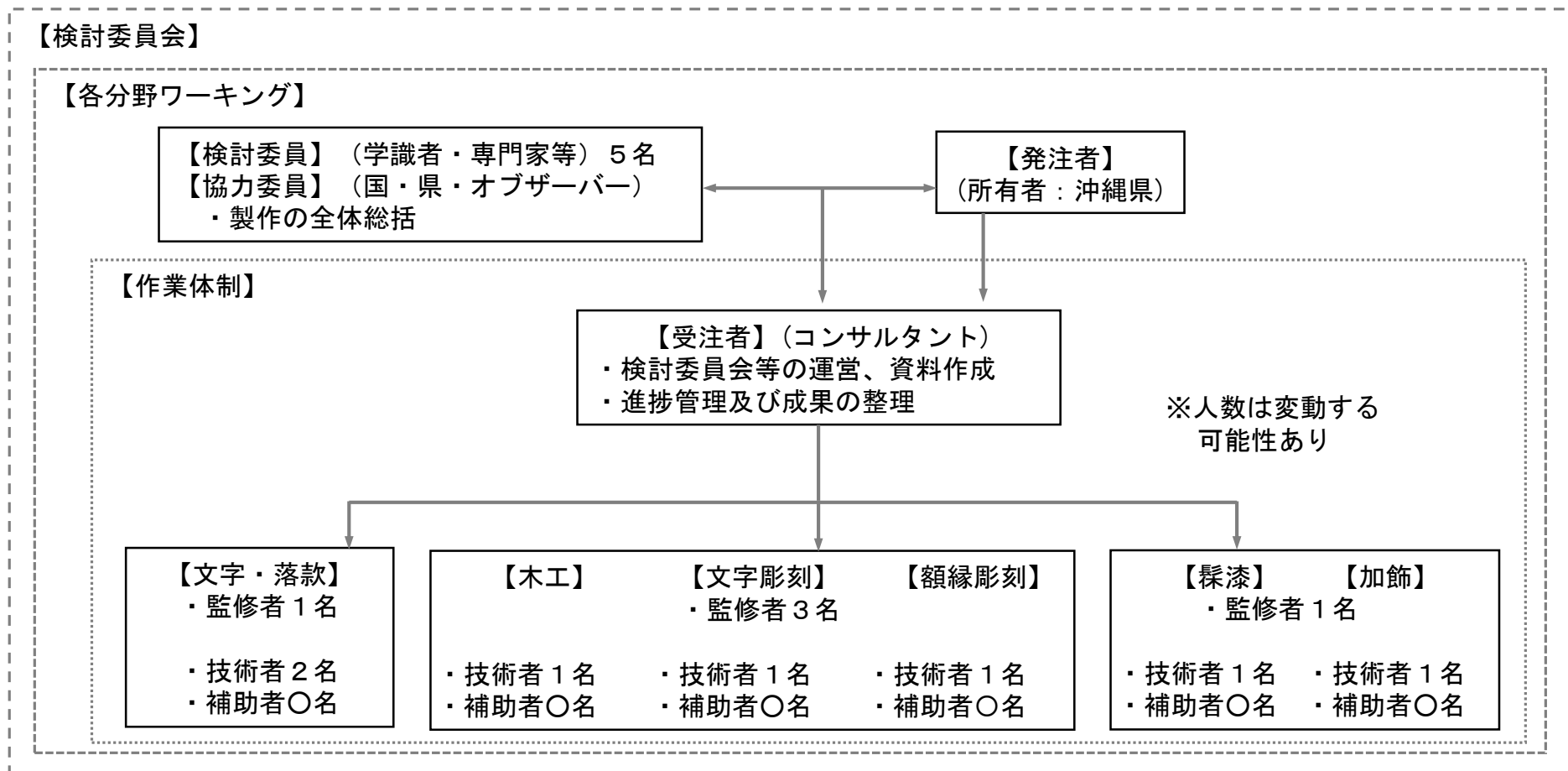
③人材育成・技術継承

- ・首里城扁額の製作に必要な技術・知識等を構築し、工程・情報を蓄積し、可能な範囲で発信も行うことで、人材育成と技術継承に寄与することとする。
- ・製作段階で、製作物の展示とともに、製作工程の一部を公開することにより、県内外の市民や若い技術者などに情報提供を行うこととする。

5-1.製作体制の検討（案）

④製作体制（案）

製作体制のイメージを、以下に示す。



- 各分野の「監修者」及び「技術者」は、以下のように選定する。
 - 1) 前回の扁額製作に従事された方で近年も扁額製作に関連する分野の製作作業に協働に従事されている方
 - 2) 直近10年間に琉球王国文化に係る復元事業で扁額製作に関連する分野の復元作業に従事された方
 - 3) 上述の1か2を満たす方から推薦を受けた方
- 補助者については、伝統技術の継承の観点で踏まえ、若手で、各分野の監修者及び技術者から承認を得た方を選定することとする。

5-2.製作工程の検討（案）

資料5

（1）製作工程の考え方

首里城扁額の製作に向けて、1年目は材料調達、扁額事例調査、扁額試作を行い、2年目から本製作も進め、正殿完成までに扁額1枚を製作・完成させることとする。

①木材調達

- ・扁額の試作および本作に使用するイヌマキ材とヒノキ材を調達する。イヌマキ材は県内ストックを中心に調達し、ヒノキ材は木曽ヒノキを中心に調達する。
- ・イヌマキ材については、材の乾燥から試作にかけて、変形などの問題がないかを確認し、本作に用いるかどうかを検討することが可能かどうか検討する。

②扁額事例調査

- ・扁額の製作仕様に反映させるため、製作1年目の前半に沖縄県内外（国外含む）の事例調査を実施する。調査の対象としては、サイズや題字の数、額縁彫刻など、特に正殿扁額の参考となる扁額事例に絞ることとする。

③扁額の試作

- ・実施設計に基づき、扁額の試作を通して必要な品質や製作体制が確保できるよう、各工程について確認を行う。1年目は木工・彫刻の試作を中心に、接手・仕口の確認や、額縁彫刻、題字彫刻の確認を行い、2年目は髹漆・加飾の試作を中心に、黄色塗や青塗、朱塗、墨ほくり帰し塗の確認や、金薄磨の確認を行う。

④扁額の本作

- ・扁額の本作を通して、製作に必要な各分野の技術・知識を確立し、また製作工程の情報の蓄積を行うこととし、2枚目、3枚目の製作が円滑に進められるようにする。
- ・扁額の本作に係る工程の要所において、情報発信を行い、県内外に広く周知することとする。

5-3.製作工程表（案）

資料 5

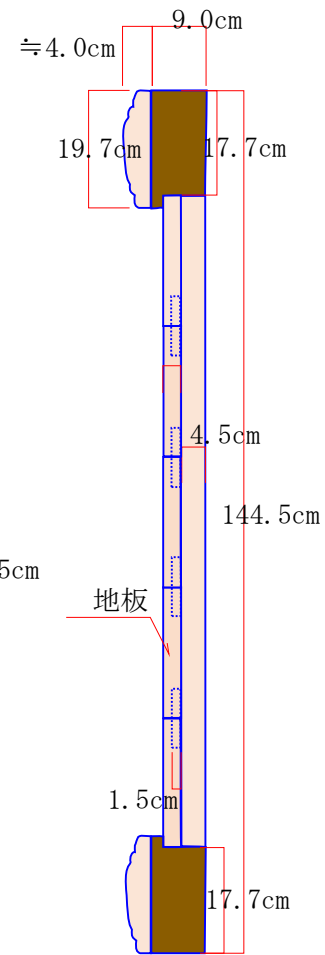
扁額「中山世土」の製作工程表（案）

	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	令和7年度 (4年目)	令和8年度 (5年目)
文字・落款	■ 文字・落款 試作写し	■ 文字・落款 本作写し	■ 文字・落款 本作立会		
木工・彫刻	■ 扁額事例調査 ■ 木材調達・乾燥 ↓ ■ 地板・文字試作 ■ 額縁ベース試作 ■ 額縁文様試作	↓ ■ 地板・文字本作 ■ 額縁ベース本作 ■ 額縁文様本作			
髹漆・加飾	■ 手板試作	■ 地板・文字試作 ■ 額縁ベース試作 ■ 額縁文様試作	■ 地板・文字本作 ■ 額縁ベース本作 ■ 額縁文様本作	■ 組立	
備考	■ 共同作業場の確保	■ 共同作業場の運営		■ 展示活用	■ 正殿設置
					■ 「輯瑞球陽」「永祚瀛壖」の製作

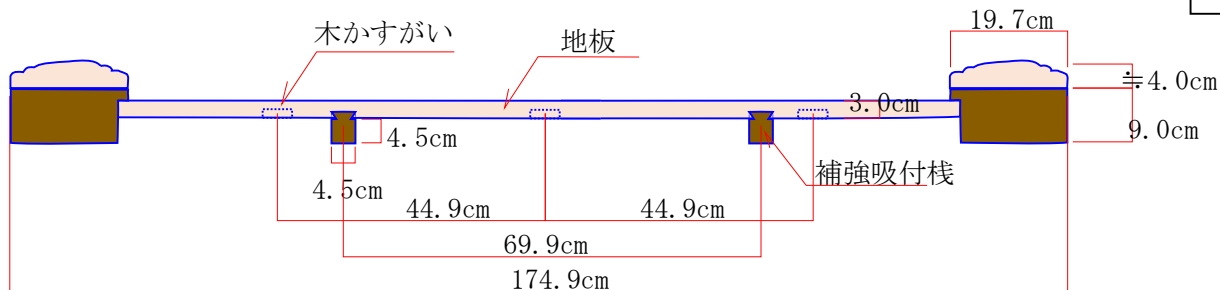
5-4. 試作の内容等（案）

資料 5

扁額の面積半分の試作イメージ



側面断面図 : s=1/10



底面断面図 : s=1/10

<前提>

- 前回製作時は、「中山世土」の1枚は個人工房にて製作を行い、「輯瑞球陽」「永祚瀛壖」の2枚は首里城付近の事務所用賃貸物件（100㎡）を借り上げ製作工房にて製作を行った。
- 今回製作では、“見せる復興”として製作の様子の見学と、若手技術者と一緒に作業できるスペースも求められる。
- 制作工程のうち特に髹漆・加飾については、扁額の規模に合わせた広いスペースを有する共同作業場を用意する（文字原書の製作、専門大型機械を使用する木工等については、必ずしも共同作業場で行う専用の作業場等で行う）。
- 作業過程において製作物をなるべく動す必要がないよう、地板、額縁本体、額縁彫刻が並べ置けるスペースを確保する。
- 漆の乾燥については、通常は室（むろ）を必要とするが、扁額は大物であることから、前回製作時を参考に、作業場内に簡易な囲いを設置し、室自体を温湿度調整できるようにする。
- 漆塗り工程では、埃の防止が必要で、また製作物の落下時の破損に備えるため、土足無用の板敷とする。

設置方針

- 作業室が前回製作時と同程度の規模（100㎡前後）が確保されていること。
- 必要設備（水まわり、電源、ガス、便所、空調など）が確保されていること。
- 製作者の通勤駐車、搬出入車輛の出入りのためのスペースが確保できること。
- 見学者の駐車スペースが確保できること。ただし首里城公園の徒歩圏内に設置できるのであれば、首里城公園の駐車場を利用し、徒歩での移動も検討する。
- 首里城への来訪者が立寄り見学できるよう、首里城近辺への立地。
- 製作に伴い発生する音・振動・臭気が近隣に影響を与えないこと。
- 「中山世土」製作期間である令和5年度中から、令和7年度末の期間で使用可能であること。「輯瑞球陽」、「永祚瀛壖」の製作にも継続して使用できると尚良い。
- 製作品の保管場所として防火・防犯の設備が整っていること。
- 作業室のほか、ミーティング・休憩部屋、更衣室、トイレを別室で設け、快適な製作環境を確保する。